

特定非営利活動法人高齢者が住みよいまちづくりの会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人高齢者が住みよいまちづくりの会という。

(事務所)

第2条 この法人の事務所を下記に設ける。

〒136-0073 東京都江東区北砂一丁目14番4号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、高齢化社会における高齢者・障害者・経済的弱者に対して生活上生まれる支障や困難を、地域の人達の協力で素早い対応解決をはかり、話し相手、相談窓口作りなどをとうして地域のネットワークを作り、いつまでも安心して、住み続けられる街づくりの実現を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、目的達成のために、次の活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 男女共同参画社会の形成と促進を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する情報連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動にかかわる事業として、次の事業を行う。

- (1) 高齢者の制度に関する事業
- (2) 高齢者の福祉に関する事業
- (3) 高齢者の生活・健康支援に関する事業
- (4) 高齢者の交流に関する事業
- (5) その他、第5条の目的を達成するための必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種として、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」と

いう)上の社員とする。

(1)正会員……この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2)賛助会員……この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書によって理事長に届け出る。

2 理事長は、前項の申し込みのあったときは、正当な理由のない限り、入会を認めなくてはならない。

3 理事長は、第1項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなくてはならない。

(会 費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会届を提出したとき。

(2)本人が死亡したとき、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)継続して会費を1年以上滞納し、催告にもかかわらず納入しないとき。

(4)除名されたとき。

(退 会)

第10条 正会員は別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1)この法人の定款等に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 5名以上10名以内

(2)監事 2名

2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。

(理事の選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時又は理事長が欠けた時は、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなくてはならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の1に該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1)心身の故障のため、職務の遂行にたえられないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(名誉理事長)

第20条 この法人に名誉理事長を置くことができる。

2 名誉理事長は、この法人の目的たる事業に功労のあったもののうち、理事会の推薦により総会で承認を得た者に理事長が委嘱する。

(顧問及び参与)

第21条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、学識経験者又はこの法人に功労のあったもののうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の事業に関して理事長の諮問に答え、又理事長へ意見を述べる。

4 参与は、この法人の業務の処理に関して理事長の諮問に答える。

5 第16条第1項(任期)の規定は、顧問及び参与について準用する。

第4章 会議

(種別)

第22条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成とする。

(総会の権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散及び合併

(3)事業計画及び収支予算並びにその変更

(4)事業報告及び収支決算

(5)役員を選任又は解任

(6)会費の額

(7)借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。)

その他新たな義務の負担並びに権利の放棄

(8)事務局の組織及び運営

(9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第25条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があった時。

(3) 監事が第15条4項4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の14日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条3項の規定によって予め通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款の規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第30条 正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない事由により総会に欠席する正会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数並びに書面表決者又は表決委任者のあるときはその数を付記する。

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名捺印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成とする。

2 理事会は、理事総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款に別に定める事項の他、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 理事総数の5分の1以上から、理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の場合には、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を14日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会での議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第38条 各理事会の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない事由により理事会に欠席する理事は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数及び出席者及びその氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名が記名捺印又は署名しなければならない。

(運営委員会)

第40条 この法人に、理事会を補佐し法人の目的を達成するために運営委員会を設置することができる。

1 運営委員は、第3条の目的を達成するための事業の企画、立案、運営に携わる。

2 運営委員は、正会員の中から理事会が推薦し理事長が委嘱する。

3 運営委員の定数は5名以上10名以内とする。

4 第16条第1項（任期）の規定は、運営委員について準用する。

5 細則は理事会において別に定める。

第5章 資 産

(構 成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された資産

(2)会費

(3)寄付金品

(4)財産から生じる収入

(5)事業に伴う収入

(6)その他の収入

(区 分)

第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産とする。

(管 理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条の各号に掲げる原則にしたがって行わなければならない

(会計区分)

第45条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業会計とする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第48条 前条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第49条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第50条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるものの他、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に事業に係わる成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産

(6)所轄庁による設立認証の取消

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選定)

第55条 この法人が解散したときは理事長が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散したときに残存する財産は、この法人と類似する目的を有する他の法人又は団体に寄付するものとする。ただし、合併又は破産による解散を除く。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(広告の方法)

第58条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示並びに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第59条 この法人に、この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第60条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第61条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第10章 細則

(細則)

第62条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、別表の通りとする。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成14年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成14年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会

の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の正会員の年会費は、第8条の規定にかかわらず、5,000円とする。

別表	理事長	小栗 幹生	理事	中村 屯子
	副理事長	田中 秀樹	理事	深井平八郎
	副理事長	菅谷 清		
	理事	中村 雄一	監事	加納 龍雄
	理事	田中 邦夫	監事	天宮 藤子
	理事	富家 千恵		

付則

1 この定款は、平成23年11月30日から施行する。

(改正)

定款第2条・第5条・第6条・第10条・第16条・第42条・第45条
(平成23年6月18日社員総会)

付則

1 この定款は、平成30年5月26日から施行する。

(改正)

定款第58条

(平成30年5月26日社員総会)

付則

1 この定款は、令和元年8月1日から施行する。

(改正)

定款第16条

(令和元年6月1日社員総会)